

議案第 40 号

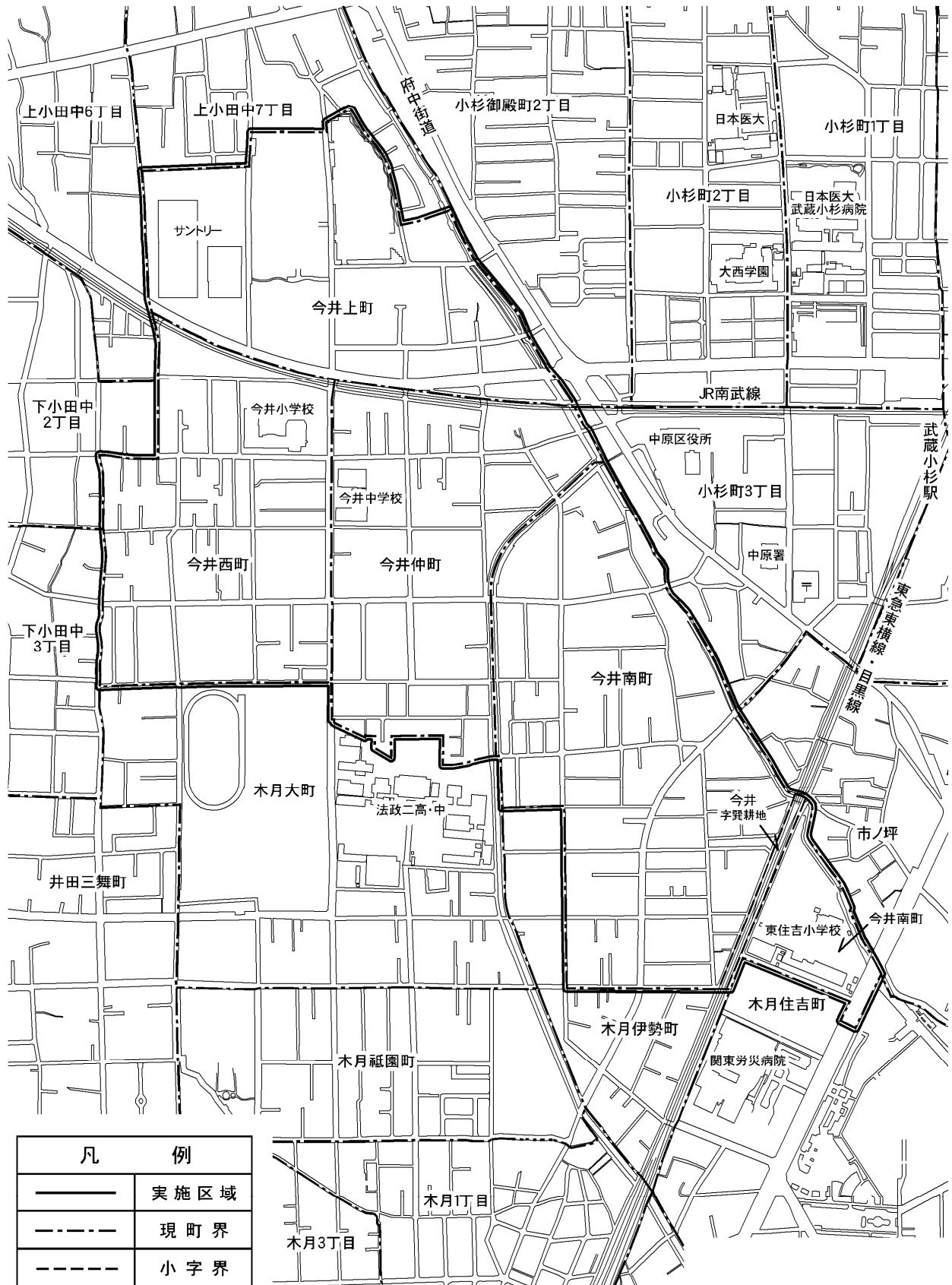
中原区における住居表示の実施区域及び方法について

住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、住居表示を実施する市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は街区方式によるものとする。

平成27年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

別図（住居表示の実施区域図）



凡 例	
—	実施区域
- - -	現町界
- - -	小字界

参考資料

提 案 要 旨

中原区今井地区において、住居表示を実施したいので提出する。